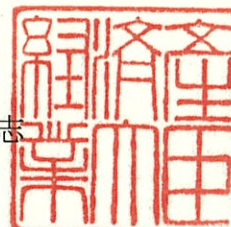


経済産業省

20200729中第5号
令和2年8月5日

全国中小企業団体中央会
会長 森 洋 殿

経済産業大臣 梶山 弘志



令和2年度「自殺予防週間」における取組の要請

平成29年7月に閣議決定された自殺総合対策大綱においては、毎年9月10日から9月16日までを自殺予防週間に設定し、国、地方公共団体、関係団体及び民間団体等が連携して啓発活動を推進し、あわせて、啓発事業によって援助を求めるに至った悩みを抱えた人が、必要な支援を受けられるよう、支援策を重点的に実施することとされています。

令和2年度の自殺予防週間においては、国、地方公共団体、関係団体及び民間団体等が中心となり、自殺対策の啓発事業等に協力・賛同していただける団体（協賛団体）と一体となって集中的に啓発事業及び支援策を実施します。特に、問題が深刻化している若年層への情報提供や支援などについての取組を強化することとしています。

つきましては、貴団体におかれましても、「自殺予防週間」を迎えるに当たって、以下の点について、御協力をお願いいたします。

1. 「自殺予防週間」及び各種相談窓口の周知

本年度の「自殺予防週間」や及び各種相談窓口の以下の資料につきまして全国中小企業団体中央会の会報誌等や傘下の団体を通じた幅広い周知をお願いいたします。

また、自殺対策は一人一人の問題意識が非常に重要であるため、全国中小企業団体中央会、傘下の団体及び会員企業の職員の方々にも、本月間と自殺対策関係の相談窓口について周知がなされるよう、お取り計らいのほどよろしくをお願いいたします

- 本年度の自殺予防週間ポスター（その声かけが、ゲートキーパーへの第一歩。）
- 経営安定特別相談事業・中小企業電話相談ナビダイヤル 案内紙

2. 中小企業者の相談等に対するきめ細かい対応

傘下の団体において中小企業者の相談等に応じる際には、その直接の内容だけではなく、その原因にも目を向けて、必要に応じて、他の中小企業支援機関等と連携を図るなど、より一層きめ細かく御対応いただけるよう、全国中小企業団体中央会から御指導をお願いいたします。